



2022年6月14日

各 位

会社名 日本テレホン株式会社  
代表者名 代表取締役社長  
岡田 俊哉  
(東証スタンダード: 9425)  
問合せ先 取締役執行役員企画財務本部長  
寺口 洋一  
電話番号 03-3346-7811  
U R L <https://www.n-tel.co.jp>

## 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年7月27日開催予定の第34期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年5月1日から4月30日までとしておりますが、2022年2月14日に株式会社ショーケースへの第三者割当増資により株式会社ショーケースの連結子会社となったことにより、親会社である株式会社ショーケースの事業年度（毎年1月1日から12月31日）と決算期のズレが生じております。

今後、株式会社ショーケースとのグループ事業管理等において効率的な業務執行を図ることを目的として当社の事業年度を毎年11月1日から翌年10月31日までに変更するものであります。

### 2. 決算期変更の内容

現 在 毎年4月30日  
変 更 後 毎年10月31日

決算期変更の経過期間となる第35期は、2022年5月1日から2022年10月31日までの6か月間となる予定です。

### 3. 今後の見通し

本日開示いたしました決算短信をご覧ください。

#### 4. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の目的

- ① 決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うものであります。
- ② 当社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えることを目的に、定款の一部を変更するものであります。
- ④ 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応をできる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）につき所要の変更を行うとともに、在任取締役の任期については従前の規定が適用されることを明確にするための附則を設けるものであります。

##### (2) 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ (条文省略)</p> <p>8.</p> <p>9. 古物市場の運営</p> <p>10. (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p><u>11.</u> (条文省略)</p> <p>（株主総会の招集） 第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年7月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>（定時株主総会の基準日） 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年4月30日</u>とする。</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ (現行どおり)</p> <p>8.</p> <p>9. 古物市場の運営、<u>インターネットオークション事業</u></p> <p>10. (現行どおり)</p> <p><u>11. 倉庫業</u></p> <p><u>12. 有料職業紹介事業及び労働派遣業</u></p> <p><u>13. コンピューターソフトウェア企画・開発・販売</u></p> <p><u>14.</u> (現行どおり)</p> <p>（株主総会の招集） 第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年1月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>（定時株主総会の基準日） 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年10月31日</u>とする。</p>

<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>変更前定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 18 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
--	--

<p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 23 条 ～ (条文省略) 第 43 条</p> <p>(事業年度) 第 44 条 当社の事業年度は、<u>毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 1 年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 45 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 4 月 30 日</u>とする。 2 (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 10 月 31 日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第 47 条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>附則 <u>(取締役の任期に関する経過措置)</u> <u>変更後定款第 21 条の規定にかかわらず、在任取締役の任期は、2023 年 1 月開催予定の定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 本附則は前項期日経過後これを削除する。</u></p> <p>第 22 条 ～ (条数繰り上げ、条文は現状どおり) 第 42 条</p> <p>(事業年度) 第 43 条 当社の事業年度は、<u>毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 44 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 10 月 31 日</u>とする。 2 (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 4 月 30 日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第 46 条 (現行どおり)</p>
---	---

## 5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2022 年 7 月 27 日
定款変更の効力発生日 (予定)	2022 年 7 月 27 日

以上